

外部の労働者等からの通報等への 対応手続きに関する内部規程例

眞砂法律事務所

弁護士 林 尚 美

公益通報者保護法の趣旨

公益通報

- 事業者が法令違反行為等をしている又はそのおそれがあることを知った労働者等が、事業者内部又は外部の通報窓口に通報すること

公益通報者保護法

- 事業者が通報者に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁じることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を図り、その結果国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することをその目的とする

令和2年一部改正

①従事者に罰則付きの守秘義務（11条1項, 12条, 21条）

②内部公益通報対応体制整備義務（11条2項）
300人超の事業者を対象

③外部通報対応体制整備義務（13条2項）

④通報者に退職者・役員を追加（2条1項）

⑤通報対象事実に過料の理由を追加（2条3項）

⑥保護要件を若干緩和（3条2号）

⑦損害賠償請求の制限（7条）

指針

内部規程

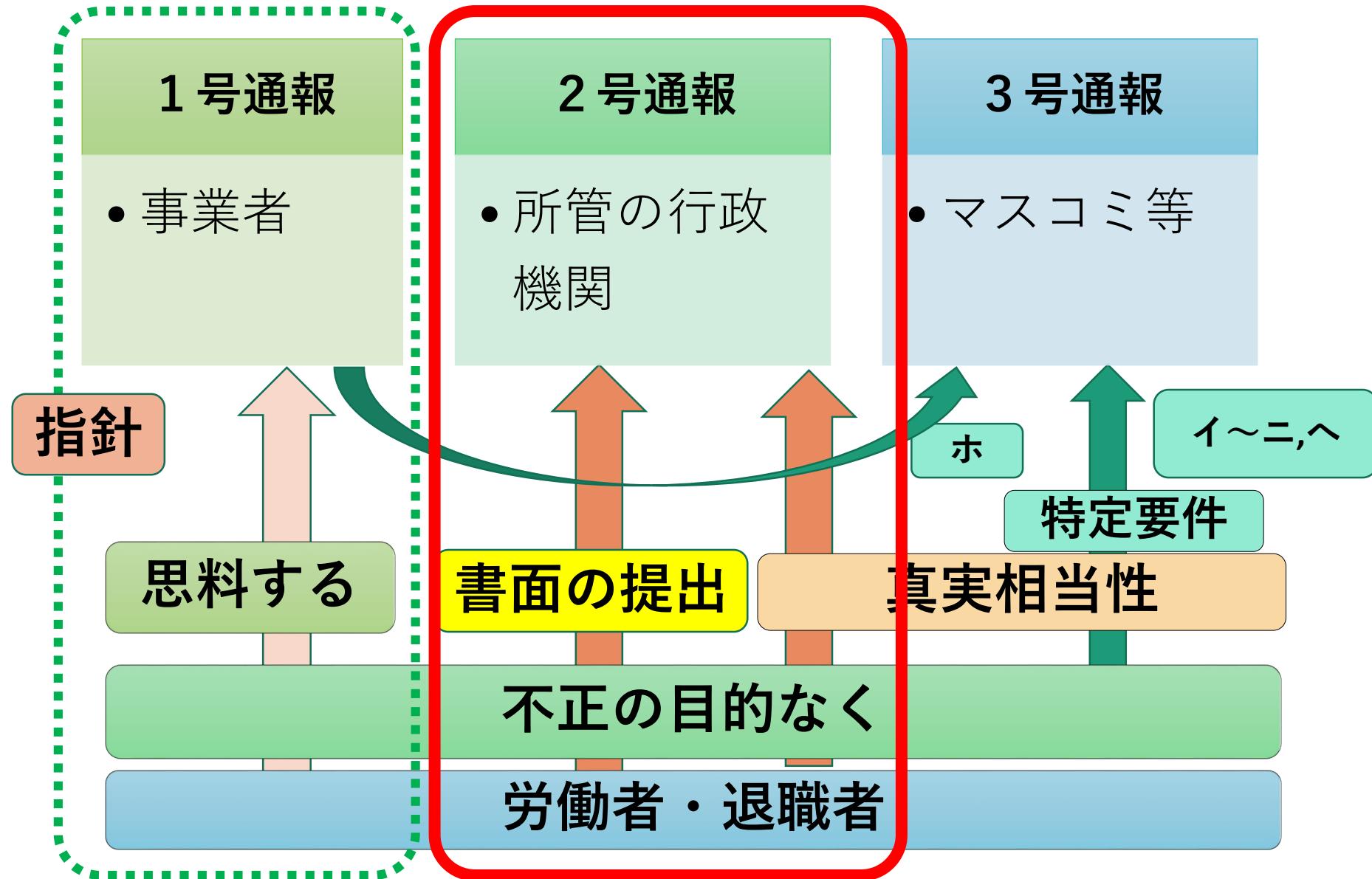
- ・公益通報対応業務従事者の定め
- ・内部公益通報対応体制整備

2号通報の役割が重要

ガイドライン

教示義務（14条）

労働者・退職者3つのルート



書面の提出

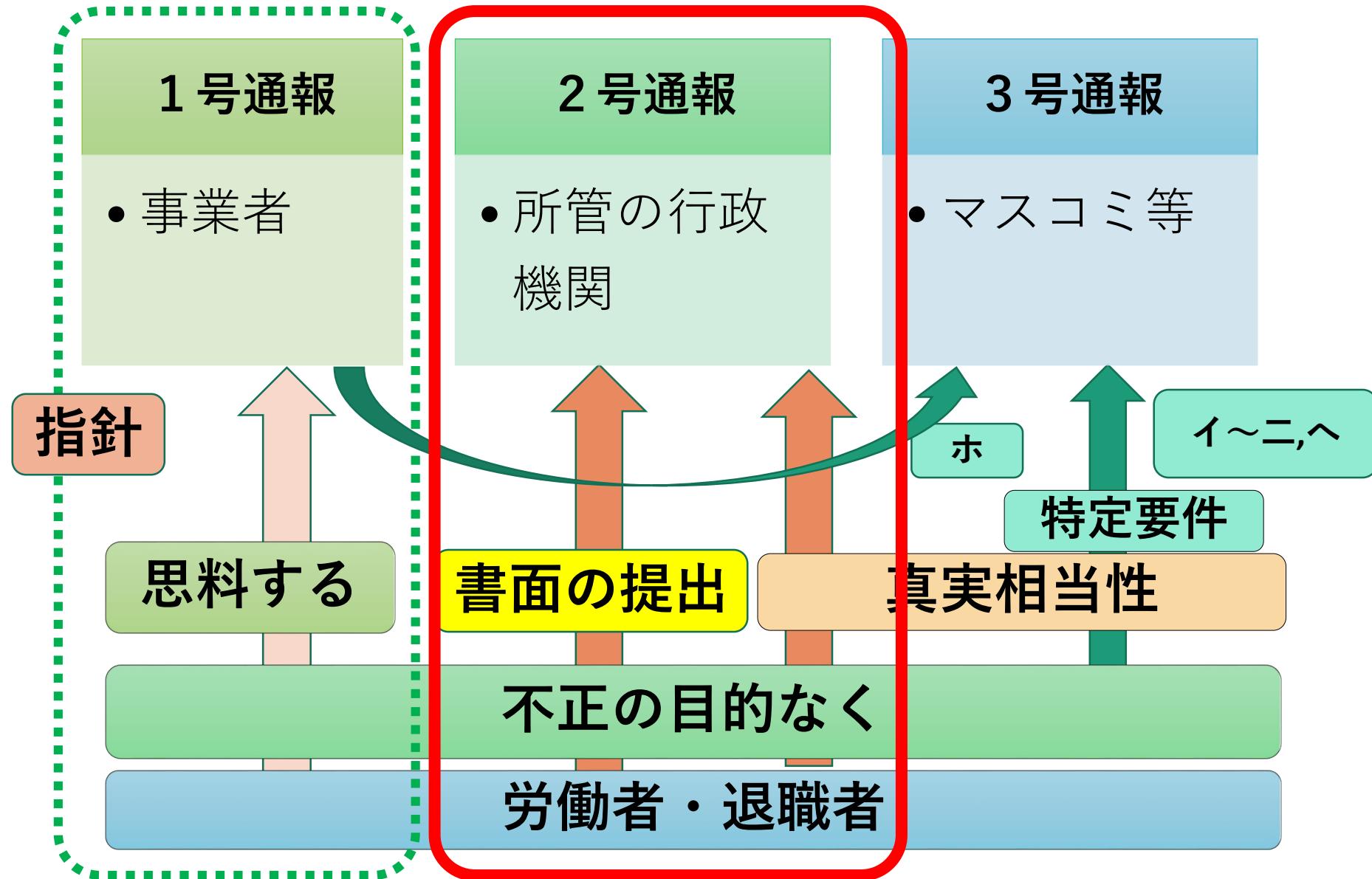
イ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ 当該通報対象事実の内容

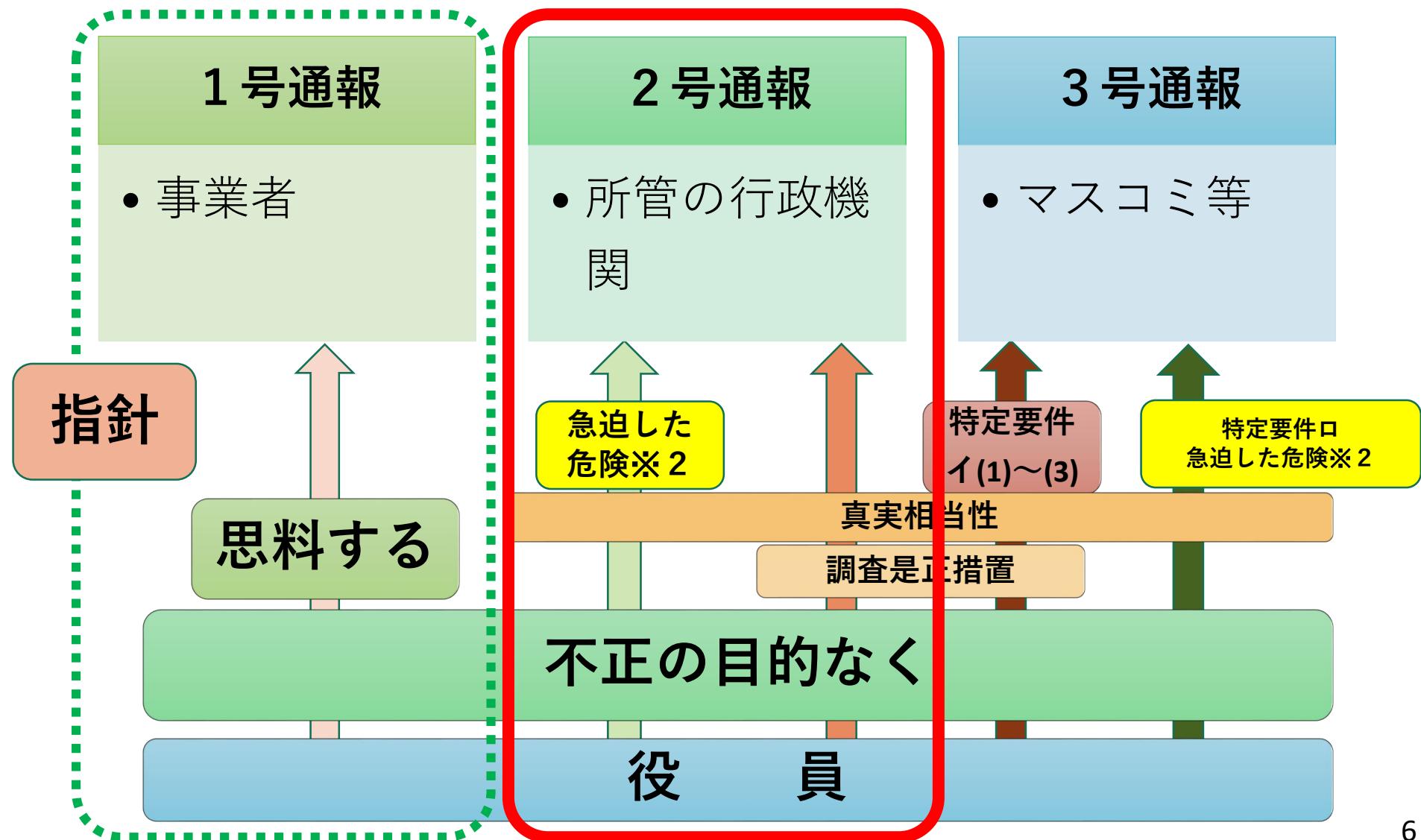
ハ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

ニ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他の適当な措置 がとられるべきと思料する理由

労働者・退職者3つのルート



役員 3つのルート



ガイドライン

外部通報対応体制整備義務 法 13条2項

地方自治法 245条の4第1項

地方公共団体の通報対応に関するガイドライン

ガイドライン

赤字はR4.6.1前と異なるもの

| 通報対応の在り方 |
|------------------------|
| • 通報対応の仕組みの整備及び運用 |
| • 通報受付窓口の設置 |
| • 担当者の配置及び育成 |
| • 秘密保持及び個人情報保護の徹底 |
| • 利益相反関係の排除 |
| • 通報対象の範囲 |
| • 通報者の範囲 |
| • 公益通報以外の通報の取扱い |
| • 匿名による通報の取扱い |

| 通報への対応 |
|-----------------|
| • 通報の受付と教示 |
| • 調査の実施 |
| • 受理後の教示 |
| • 調査結果に基づく措置の実施 |
| • 通報者への措置の通知 |
| • 意見又は苦情への対応 |

| 通報者の保護 |
|---------------|
| • 通報者の保護 |
| • 通報者のフォローアップ |

| その他 |
|-------------------------|
| • 通報関連資料の周知 |
| • 職員への周知 |
| • 事業者及び労働者等への周知等 |
| • 協力義務等 |
| • 通報対応の評価及び改善 |
| • 消費者庁の役割 |
| • 都道府県の役割 |

地方公共団体向け内部規程例 (外部の労働者等からの通報用) の解説

目的（1条）

公益通報者保護法・ガイドライン

外部の労働者等からの通報等に適切に対応

通報者等の保護・事業者の法令遵守

定義（2条）

①外部の労働者等

②通報

③通報等

④通報者・通報者等

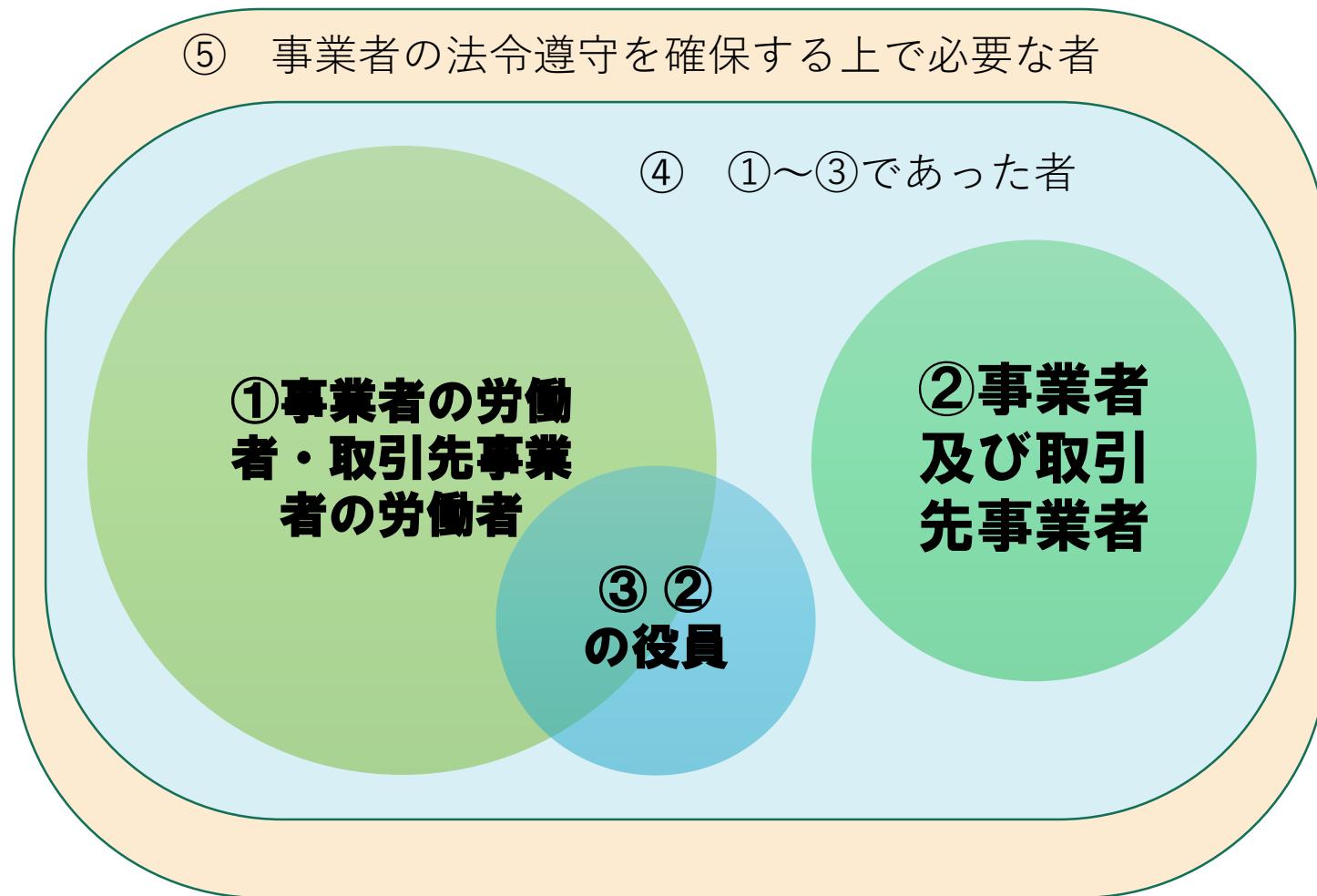
⑤受付

⑥主管課

⑦通報者等を特定させる事項

⑧不利益な取り扱い

外部の労働者等（2条1号）



通報とは（2号）

1号通報の保護要件
で足りる

通報対象事実

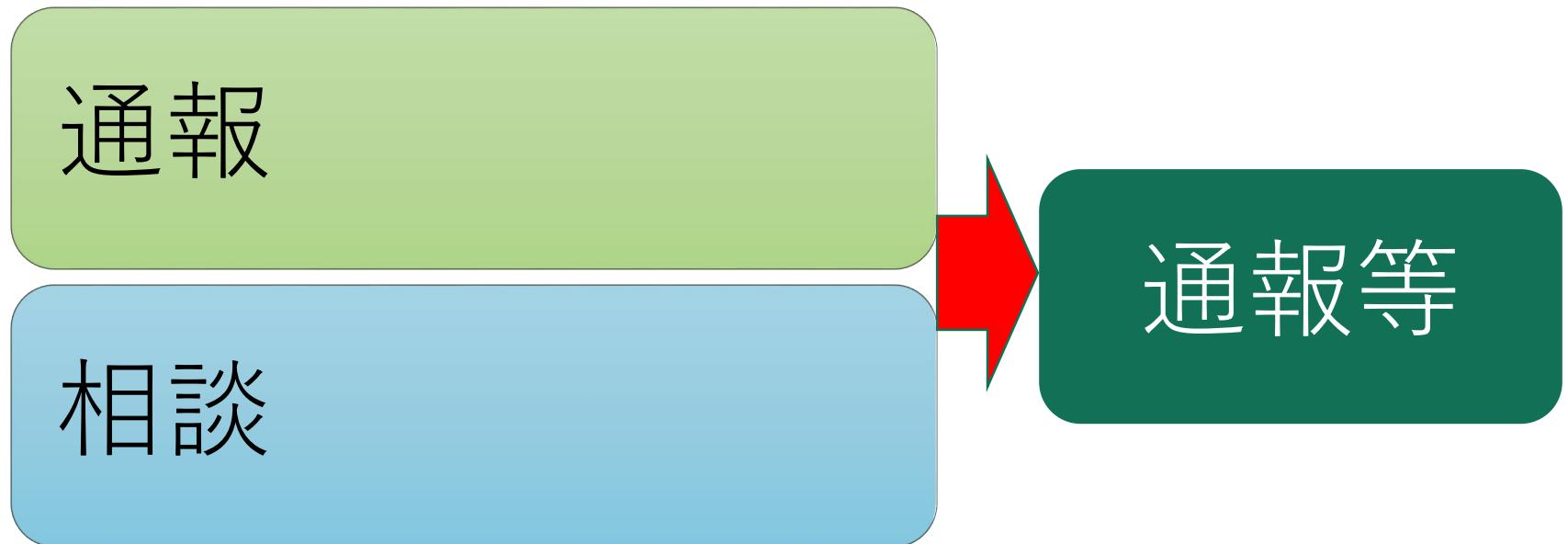
又は

その他の法令
違反等

生じ又はまさに生
じようとしている
と思料しその旨を
知らせること

公益通報者保護法で保
護される通報対象事実
以外の事実

通報等（3号）



- 通報制度等に関する

相談

通報者・通報者等（4号）

通報者

- 通報した者

通報者等

- 通報又は相談をした者

受付（5号）

受付

- 通報又は相談を受け
ること

主管課（6号）

主管課

- 通報内容となる事に関する事務を所掌する課

通報者等を特定させる事項 (7号)

通報等した者が誰であるかを排他的に認識することができる事項

- 当該人物に固有な事項を伝達する場合
- 当該属性と他の事項を照合させることにより排他的に特定の人物が通報者であると判断できる場合

不利益な取扱い（8号）

通報等を理由とする

本市、本市職員等、事業者又は事業者の役職員等からの

懲戒処分その他の不利益な取扱い

不利益な取扱い 指針の解説 1 3頁 2(1)③

労働者等たる地位の得喪に関するこ

人事上の取扱いに関するこ

経済待遇上の取扱いに関するこ

精神上・生活上の取扱いに関するこ

組織体制（3条）

業務内容

- ①通報等への対応に関する規程類の整備
- ②教育研修の実施
- ③通報に関する調査の進捗等の管理
- ④その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する

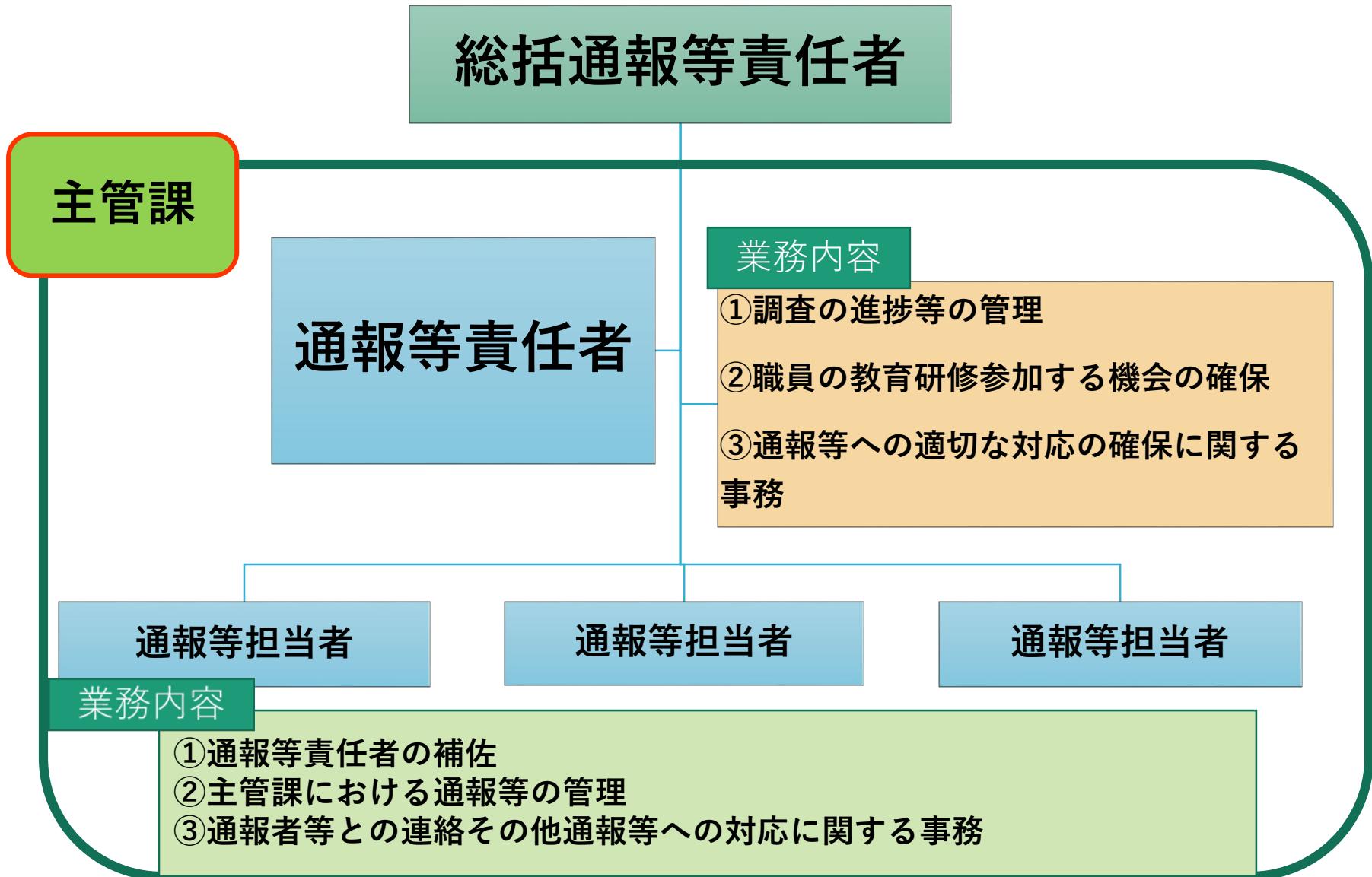
総括通報等責任者

主管課の課長

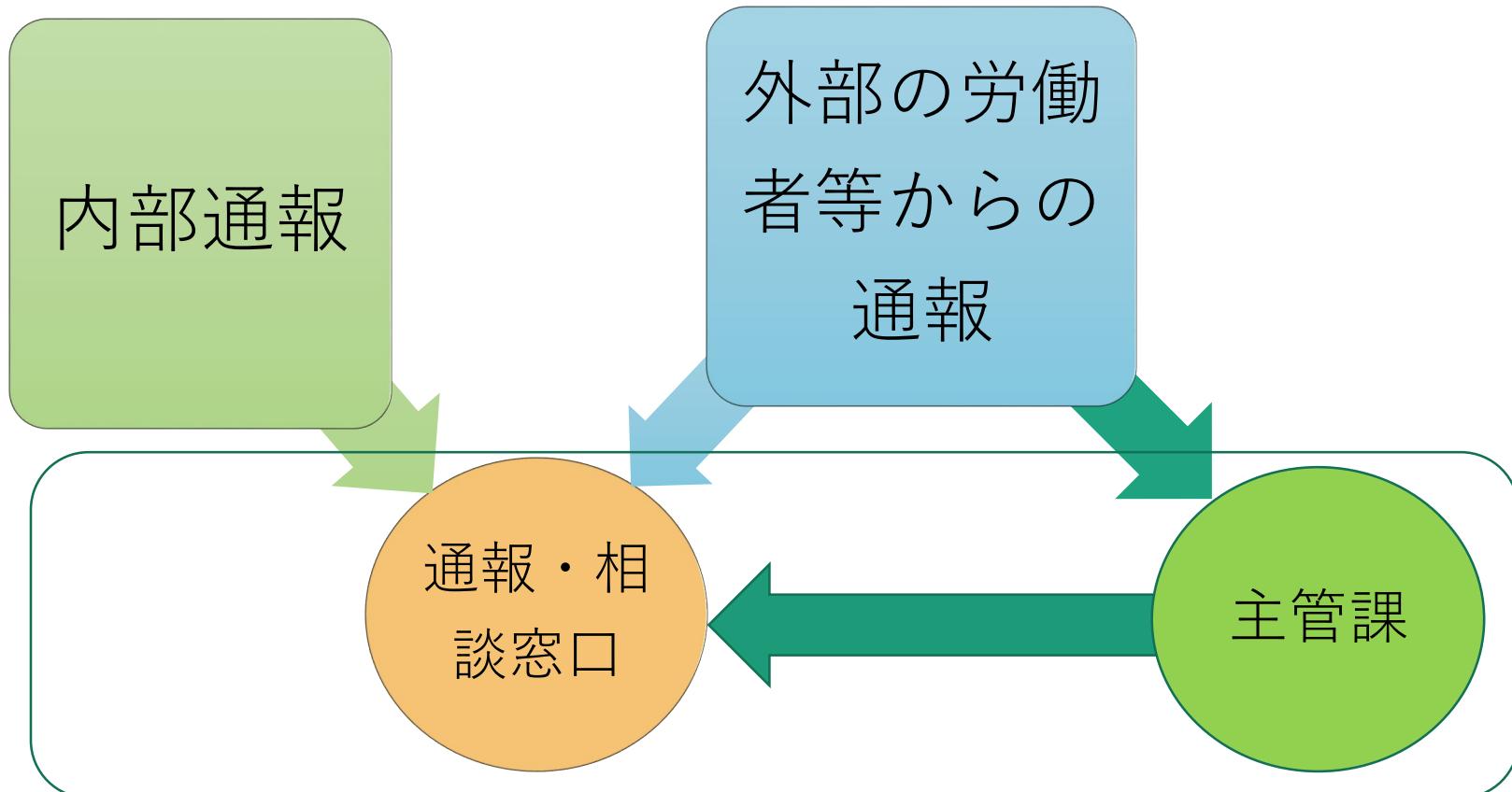
通報等責任者



業務内容（4条）



通報・相談窓口のイメージ



通報・相談窓口の業務（5条）

通報・相談窓口（一元的）

- 本市に対してなされる通報等の受付
- 通報者等との連絡調整
- 主管課との連絡調整

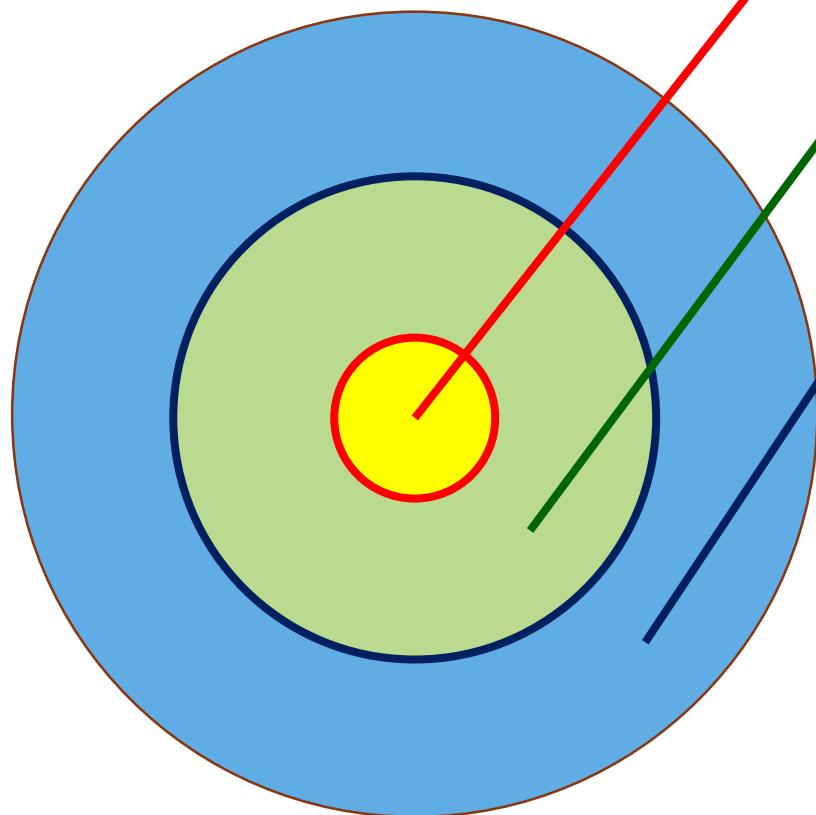
受付の範囲及び取扱い (6条1項)

1号 公益通報者保護法に基づく通報対象事実

2号 行政機関に処分権限がある法令違反行為に関する事実

3号 事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められるその他の事実

6条2項



通報対象事実

行政機関に処分権限がある法令違反行為

事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のため必要と認められるその他の事実

他の行政機関が処分権限を有するとき、他の行政機関を遅滞なく教示

6条3項・4項

法及びガイドラインの趣旨を踏まえ誠実かつ公正に
通報等に対応する

正当な理由なく通報等の受付を拒んではならない

匿名による通報等も実名同様に取り扱う

調査を開始しない正当な理由

①解決済みの案件

②現在調査中の案件と同種の
通報

③通報者と連絡が取れず事実
確認が困難である場合

判断は
可能な
限り客
観的に



受付手続（7条）

通報への対応に必要な事項を通報者等に確認する

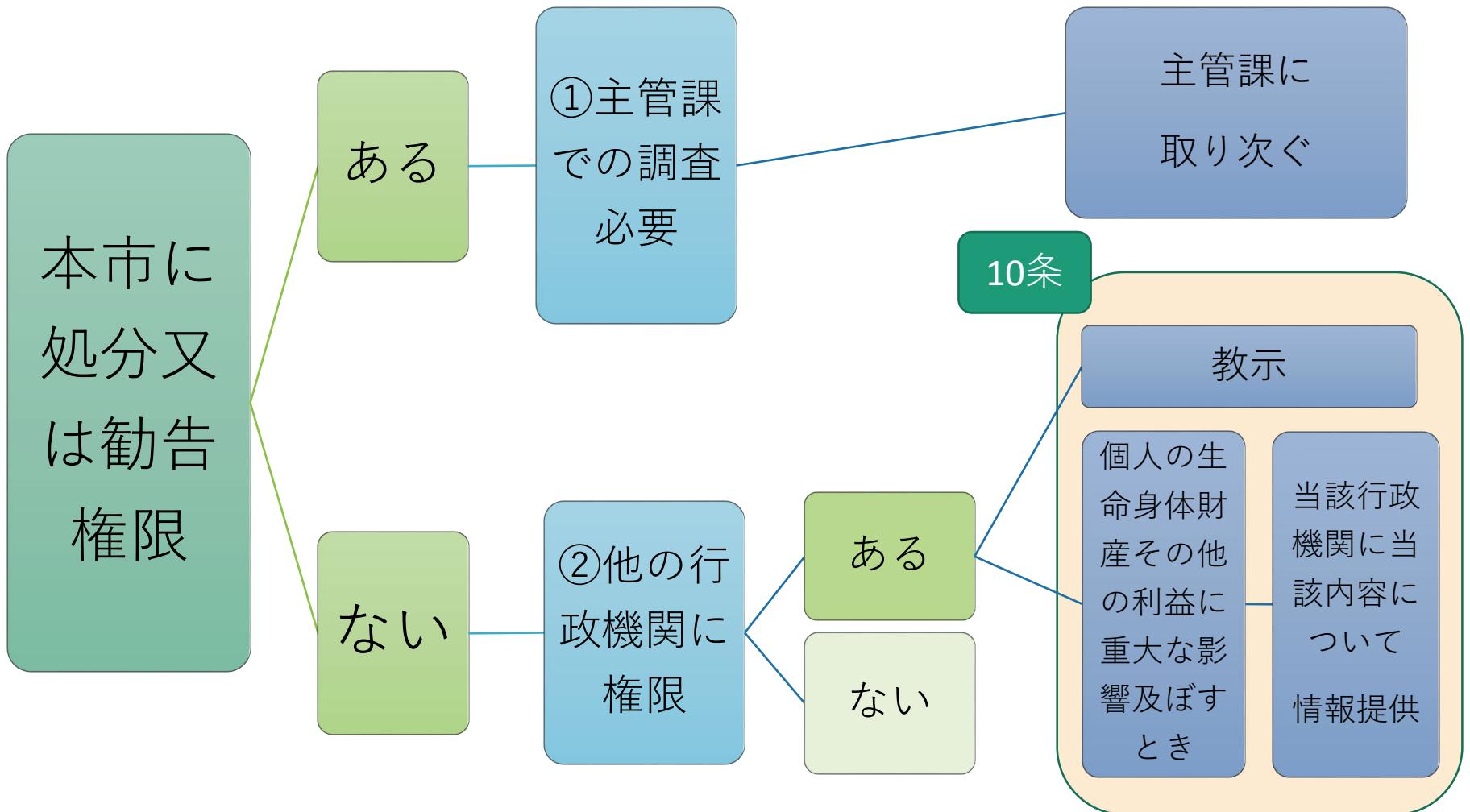
- 通報者等の氏名、連絡先
- 事業者の氏名又は名称、所在地
- 事業者との関係
- 通報の内容となる事実の概要と関係する法令等
- 通報の内容となる事実を裏付ける資料、物件等の有無及びその名称

通報者等への説明

- 通報等に対応する職員等に秘密保持義務があること
- 個人情報は保護されること
- 通報受付後の流れ

通報等を受領した旨を通報者等に遅滞なく通知

受付時の対応（8条）



受付後の手続き～調査を実施する場合 (9条1項1号) ▷ 2号通報

1項イ 真実相当性の要件を満たしているとき

1項ロ 当該事実が生じ又は生じようとしていると思料し、次の書面を提出したとき

- 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 当該事実の内容
- 当該事実が生じ又は生じようとしていると思料する理由
- 当該事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

調査を実施する場合 (9条1項2号)

- ①真実相当性の要件を満たしているかどうか
直ちに明らかでないが
- ②2号通報の趣旨を踏まえ、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす
可能性が認められる場合

主管課は

- 調査を実施する場合はその旨を、
調査を実施しない場合はその旨及
びその理由を、通報・相談窓口に
回答する（9条2項）
- 当該通報への対応手続きの終了ま
でに必要と見込まれる期間を設定
するよう努める（9条3項）

回答を受けた通報・相談窓口は

- 通報等として調査を実施するときはその旨を、調査を実施しないときはその旨を、通報者に対し遅滞なく通知する（9条4項）

教示（10条）

①他の行政機関が処分又は勧告権限を有する
場合

当該行政機関を遅滞なく教示
(1項前段)

自ら作成した当該通報に係る資料
を通報者に提供する（1項後段）

- 適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において

① + 通報に個人の生命身体財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合

通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い

当該行政機関に
情報提供（2項）

調査の実施（11条）

主管課は、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する

総括通報等責任者及び通報等責任者は、通報事案を適切に管理する

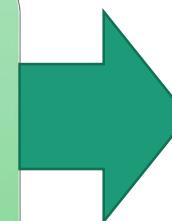
主管課は、調査の進捗状況を通報者に通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知する

措置（12条1項）

6条1項1号 公益通報者保護法
に基づく通報対象事実

2号 行政機関に処分権限がある
法令違反行為に関する事実

3号 事業者の法令遵守等の確保
及び法令等の適正な執行のために
必要と認められるその他の事実



措置をとらなければならぬ

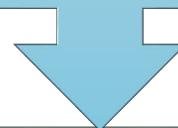
措置をとったこと (12条2項)

主管課は、措置をとったときは
通報者に遅滞なく通知する

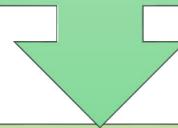
- 適切な法執行の確保及び利害関係人の
営業秘密、信用、名誉、プライバシー
等の保護に支障がない範囲において

協力義務等（13条）

公益通報者保護法に基づく通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実



処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が他にもある場合



当該行政機関と相互に緊密に連絡し協力する。

通報者等の保護等

秘密保持及び個人
情報保護の徹底
(14条)

利益相反関係の排
除 (15条)

通報者等の保護
(16条)

意見又は苦情等へ
の対応 (17条)

秘密保持（14条1項～3項）

通報等への対応に関与した職員は

- 1項 通報等に関する秘密を漏らしてはならない
- 2項 当該対応手続きで知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らしめ又は不当な目的に利用してはならない
- 3項 通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため次の事項を遵守する
 - 情報共有の範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限とする
 - 通報者を特定させる事項を、調査等の対象なる事業者等に開示しない
 - 通報者を特定させる事項を範囲外共有するときは、通報者等の明示の同意を得る
 - 同意取得にあたり、開示目的情報の範囲開示することにより生じる不利益について明確に説明する

秘密保持及び個人情報保護の徹底（14条4項）

秘密保持

- ・地方公務員法34条、60条2号（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

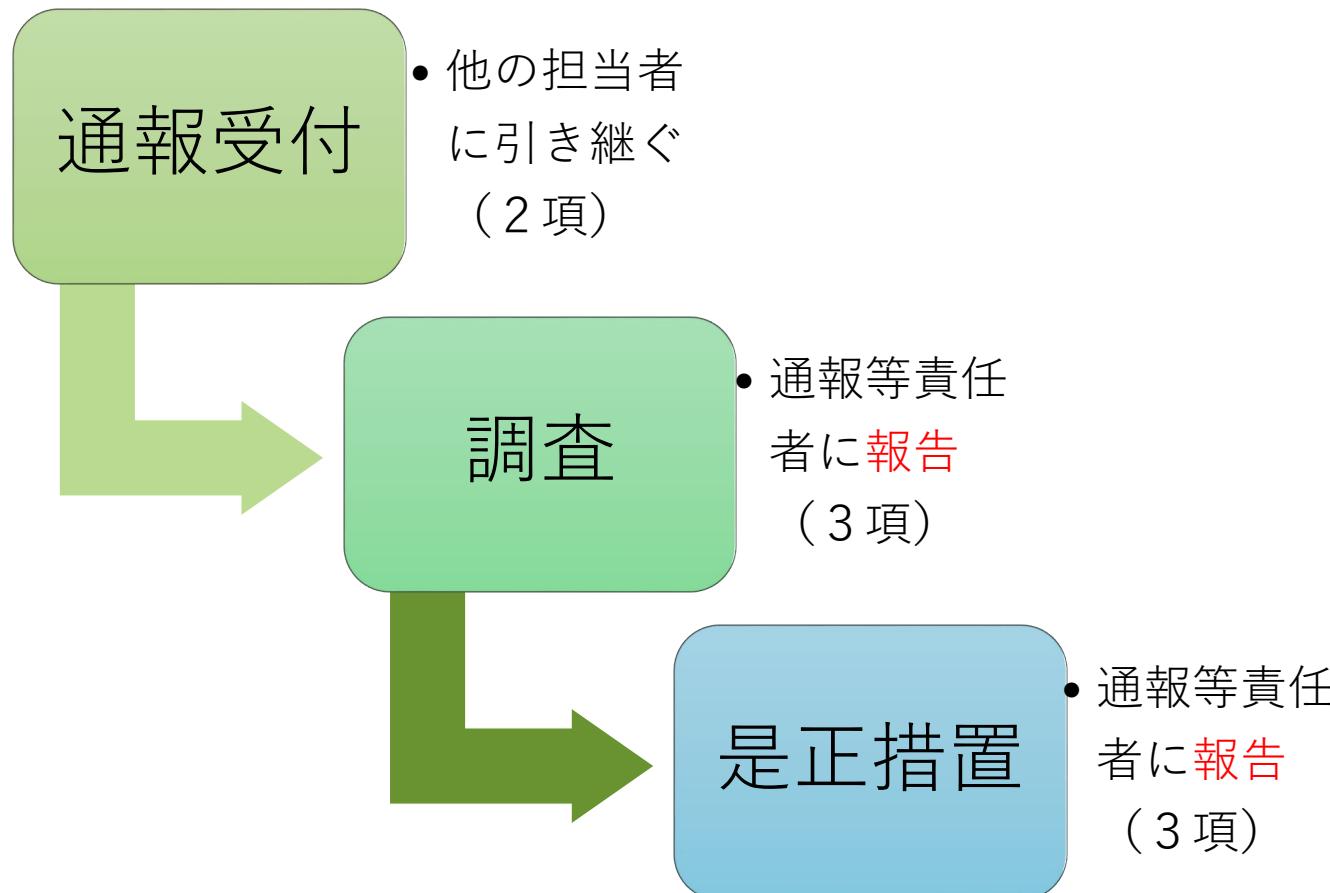
個人情報の保護

- ・個人情報の保護に関する法律
- ・各市町村における個人情報の管理に関する規程等

利益相反関係の排除（15条1項）

- ① 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- ② 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- ③ 通報にかかる事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

利益相反関係の排除（15条2～4項）



利益相反関係の排除(15条4～6項)

通報等責任者は

- 3項の報告をした者を当該通報に関与させてはならない（4項）
- 通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認（6項）

3項の報告を怠った者

- 懲戒処分その他の適切な措置をとる（5項）

通報者等の保護（16条）

1項 14条違反(秘密保持, 個人情報保護)をした職員に懲戒処分その他適切な措置をとる

2項 主管課は, 通報等への対応が終了するまでの間, 必要に応じて, 不利益な取扱いが行われていないか確認

3項 通報対応終了後も, 通報者からの相談に応じる。不利益取扱いがなされていることが明らかとなった場合, 通報者保護にかかる必要なフォローアップを行う

意見又は苦情への対応（17条）

1項 通報・相談窓口は、通報等の対応に関して通報者等からの意見又は苦情を受けた時は、迅速かつ適切に対応するよう努める

2項 前項の申出内容が本市の不適切な対応に関するものであるときは、総括通報等責任者に報告する

- 総括通報等責任者は、通報・相談窓口及び主管課における対応状況を確認し、法令等の措置をとった上、その結果を通報・相談窓口から通報者等に通知させる

通報等関連文書の管理（18条）

通報等への対応にかかる記録及び
関係資料

文書管理に関する法令/本市文書
管理規程

適切な方法で管理

通報への適切な対応の推進に関する事務（19条）

総括通報等責任者は、本市における通報等への適切な対応を推進するため

- 通報等への対応に関する規程類を整備
- 法、地方公共団体向けガイドライン、本規程の内容等について、本市市長その他本市幹部職員、通報等責任者、通報等担当者その他の職員に対する定期的な研修、説明会の実施その他の適切な方法により、十分に周知

事業者及び労働者等への周知 (20条)

本市は

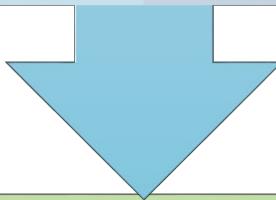
- 区域内の事業者及び労働者等に対する
広報の実施、説明会の開催等により、
- 法、指針、指針の解説の内容、本市に
おける通報・相談窓口、通報対応の仕
組み等について、周知するよう努める。

通報体制の運用状況等の公表 (21条1項)

通報体制の運用状況等

透明性高める

客観的な評価



通報体制の運用状況等に関する事項を速やかに公表

但し、通報者に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合は、個々の事案ごとにその全部又は一部を非公表とする

通報体制の運用状況等の評価 及び改善（21条2項）

定期的に評価及び点検を行う

通報対応の仕組みを継続的に改善する

- ご清聴ありがとうございました